

学校長裁量による新型コロナウイルスを理由とする出席停止の条件

1. 生徒に、発熱や風邪症状が見られた場合
 - * 短期間（4日程度）を越える場合は、その都度学校長が判断する。
 - * 学校への登校は、本校の「症状別の自宅待機解除基準」に従う。
2. 同居の家族に、発熱や風邪症状が見られた場合
3. 生徒または同居の家族が、PCR検査（抗原検査含む）を受けることになった場合
4. 保健所や医療機関から自宅待機を要請されている場合（濃厚接触者に特定などを含む）
5. 基礎疾患があり、新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高いという医師の判断による診断書が提出され、登校すべきでないと学校長が認めた場合
6. 保護者からの相談（感染が不安で休ませたい）があり、学校長が認めた場合
 - * 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると学校長が認めた場合

※ 令和3年4月1日より

以上